

令和7年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名： 埼玉県

農業委員会名： 鴻巣市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和7年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和6 年 4 月 1 日

任期満了年月日 令和9 年 3 月 31 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	13	13
認定農業者	—	7
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	1
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	22	22	12

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	1,644
農業経営体数	1,096

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	1,467
女性	595
40代以下	116

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	172
基本構想水準到達者	38
認定新規就農者	2
農業参入法人	1
集落営農経営	5
特定農業団体	0
集落営農組織	5

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,340	628				2,970

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

Ⅱ 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	2,970 ha	1,286.00 ha	43.3 %
課題	農業者の高齢化や農家の後継者不足が進む中で、農地中間管理機構と連携して担い手への農地等の利用の集積・集約化を推進する必要がある。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	15 年度	集積率	56 %
今年度の新規集積面積	53.00 ha	農地面積(C)	2,970 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	1339.00 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	45.1 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2) 遊休農地の解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	8.06 ha	2.78 ha	5.28 ha
課題	担い手への農地集積等により、遊休農地の解消を図る。 一方、長期間遊休化し、荒廃の進んだ農地の解消が困難となっている。		

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	5.60 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	1.12 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	7.30 ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	農政課、農地バンク等関係機関へ遊休農地の状況や解消方法に関する情報収集・意見交換を行い、利用意向調査結果を踏まえて遊休農地解消に努める。

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.20 ha
---------------------------	---------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和4年度新規参入者		令和5年度新規参入者		令和6年度新規参入者	
	1	経営体	1	経営体	3	経営体
	3.80	ha	0.42	ha	7.69	ha
課題	新規参入の促進については、耕作する農地のあつせんや参入地域における農業者との調整等が必要となり、参入に時間を要する場合がある。					

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和2年度		令和3年度		令和4年度		平均
	186.40	ha	200.89	ha	128.94	ha	172.08 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積					17.21	ha	

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。))及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10	日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	13	人
			農地利用最適化推進委員の人数	22	人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数		3	回
取組時期	取組項目	強化月間の内容	
8月	遊休農地の解消	遊休農地の解消月間とし、推進委員・農業委員が農地パトロールを実施し、市内の遊休農地の発生防止・解消を図る。	
10月	農地の集積	推進委員・農業委員を中心に個別訪問等により「農業経営及び農地利用状況に関する調査」を実施し、市内全ての農地の利用意向の把握を行う。農業委員・推進委員と市農政課及び農地バンク等、関係部局と連携し、必要に応じて意向を地域計画に反映させ農地集積を促進する。	
11月	新規参入の促進	新規参入相談月間とし、推進委員・農業委員を中心に新規参入相談会等により新規参入者への農業相談を行う。併せて新規参入者への貸付希望農地の把握を行う。	

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数		1	回
開催時期	11月	相談会名	鴻巣市産業祭
参加者数	4名	開催場所	鴻巣市総合体育館
相談会の内容	市内で行われる産業祭にて相談ブースを設置し、相談状況を確認する。新規就農を希望する者に向けた相談会や地域農業者との繋がり場の場として農業相談会を行う。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)